

令和7年白浜町議会第1回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 令和7年3月24日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場
議場において 9 時 5 9 分 開会した。

1. 開 議 令和7年3月24日 10 時 00 分

1. 閉 議 令和7年3月24日 11 時 01 分

1. 延 会 令和7年3月24日 11 時 01 分

1. 議員定数 12名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名
出席議員 12名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1 番	廣 畑 敏 雄	2 番	松 田 剛 治
3 番	小 森 一 典	4 番	溝 口 耕太郎
5 番	堅 田 府 利	6 番	正 木 秀 男
7 番	辻 成 紀	8 番	西 尾 智 朗
9 番	水 上 久美子	10 番	横 畑 真 治
11 番	長 野 莊 一	12 番	黒 田 武 士

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 泉 芳 明 事 務 主 任 鈴 木 保 典

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	大 江 康 弘	副 町 長	愛 須 康 徳
教 育 長	豊 田 昭 裕		
富田事務所長			
兼農林水産課長	古 守 繁 行	日置川事務所長	東 剛 史
総 務 課 長	玉 置 康 仁	税 務 課 長	中 尾 隆 邦
民 生 課 長	小 川 敦 司	住民保健課長	濱 口 伊佐夫

生活環境課長	榎 本	崇 広	観 光 課 長	新 田	将 史
建 設 課 長	清 水	寿 重	上下水道課長	山 口	和 哉
地域防災課長	木 村	晋	消 防 長	楠 川	雄 平
教育委員会					
教 育 次 長	廣 畑	康 雄	総務課副課長	小 川	将 克

1. 議事日程

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日 程 第 1 | 議 案 第 8 号 | 専決処分の承認について |
| 日 程 第 2 | 議 案 第 9 号 | 専決処分の承認について |
| 日 程 第 3 | 報 告 第 1 号 | 専決処分の報告について |
| 日 程 第 4 | 議案第10号 | 白浜町テニスコートの指定管理者の指定について |
| 日 程 第 5 | 議案第11号 | 白浜町公衆便所条例の一部を改正する条例について |
| 日 程 第 6 | 議案第12号 | 白浜町テニスコート条例の一部を改正する条例について |
| 日 程 第 7 | 議案第13号 | 白浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び白浜町職員
の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日 程 第 8 | 議案第14号 | 白浜町職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
について |
| 日 程 第 9 | 議案第15号 | 白浜町職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
について |
| 日程第10 | 議案第16号 | 白浜町放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する
条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第17号 | 白浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人
情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第18号 | 白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第19号 | 白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第20号 | 白浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第21号 | 白浜町安全で快適な海水浴場の確保に関する条例の一部を
改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第22号 | 白浜町地域産物展示販売施設条例の一部を改正する条例に
ついて |
| 日程第17 | 議案第23号 | 白浜町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する
条例について |
| 日程第18 | 議案第24号 | 白浜町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第25号 | 白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 |

について

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 2 0 | 議案第 2 6 号 | 白浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 1 | 議案第 2 7 号 | 白浜町営住宅条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 2 | 議案第 2 8 号 | 白浜町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 3 | 議案第 2 9 号 | 白浜町景観条例の制定について |
| 日程第 2 4 | 議案第 3 0 号 | 訴えの提起について |
| 日程第 2 5 | 議案第 3 1 号 | 令和 6 年度白浜町一般会計補正予算（第 8 号）議定について |
| 日程第 2 6 | 議案第 3 2 号 | 令和 6 年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）議定について |
| 日程第 2 7 | 議案第 3 3 号 | 令和 6 年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）議定について |
| 日程第 2 8 | 議案第 4 4 号 | 白浜町の辺地（川添辺地）に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| 日程第 2 9 | 議案第 4 5 号 | 白浜町の辺地（椿辺地）に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| 日程第 3 0 | 議案第 4 6 号 | 白浜町の辺地（久木辺地）に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |

1. 会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 7

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名です。地方自治法第 113 条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和 7 年第 1 回定例会 3 日目を開会します。

開議に先立ち、諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程はお手元に配布しております。

議案第 32 号 令和 6 年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）議定についての正誤表をお手元に配布しております。

本日、議会休憩中に議会運営委員会の開催を予定しております。

以上で、諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

1 番 廣畑議員より発言の許可を求められていますので、これを許可します。

1 番 廣畑君（登壇）

○1 番

3 月 13 日の一般質問で「児童・生徒への防災教育」の質問の中で、「子どもの権利条約では 18 歳以下を軍隊で戦闘に参加させない」というところを「戦闘に参加させる」と発言しました。この発言を訂正いたします。

○議 長

ただいま、1 番 廣畑君から 3 月 13 日の一般質問の発言について、会議規則第 64 条の規定により、発言を訂正したいとの申出がありました。

お諮りします。

これを許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、1 番 廣畑君からの発言の訂正の申出を許可することに決定いたしました。

これより本日の会議を開きます。

（1）日程第 1 議案第 8 号 専決処分の承認について

○議 長

日程第 1 議案第 8 号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第 8 号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号は原案のとおり承認されました。

(2) 日程第2 議案第9号 専決処分の承認について

○議長 長

日程第2 議案第9号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長

質疑を終結します。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第9号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり承認されました。

(3) 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

○議長 長

日程第3 報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長

質疑を終結いたします。

報告第1号は以上で終わります。

(4) 日程第4 議案第10号 白浜町テニスコートの指定管理者の指定について

○議長 長

日程第4 議案第10号 白浜町テニスコートの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第10号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

(5) 日程第5 議案第11号 白浜町公衆便所条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第5 議案第11号 白浜町公衆便所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第11号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

(6) 日程第6 議案第12号 白浜町テニスコート条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第6 議案第12号 白浜町テニスコート条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第12号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

(7) 日程第7 議案第13号 白浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び白浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第7 議案第13号 白浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び白浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第13号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

(8) 日程第8 議案第14号 白浜町職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

について

○議 長

日程第8 議案第14号 白浜町職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第14号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

(9) 日程第9 議案第15号 白浜町職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について

○議 長

日程第9 議案第15号 白浜町職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第15号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

(10) 日程第 10 議案第 16 号 白浜町放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第 10 議案第 16 号 白浜町放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第 16 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

(11) 日程第 11 議案第 17 号 白浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第 11 議案第 17 号 白浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第17号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

(12) 日程第12 議案第18号 白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第12 議案第18号 白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

1番 廣畑君

○1 番

所得割額の算定税率が0.5%の引上げ、それから、均等割額が2,000円の引上げで、払えなくなる人が増える、このように思いますが、どのようにお考えか、よろしくお願ひしたいと思います。

○議 長

番外 税務課長 中尾君

○番 外(税務課長)

国民健康保険税の所得割額と均等割額の引上げにつきましては、特に所得の低い世帯に負担が増す可能性がございます。しかし、現行制度で前年中の所得金額が、国が定める基準以下の世帯に対しては、均等割額や平等割額が所得に応じて減額される、軽減措置が設けられていますので、町民に対しては、この制度の内容や軽減措置の対象となる条件について、十分に説明し、理解を得られるようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

○議 長

1 番 廣畑君

○1 番

この議案に、私は反対の討論をいたします。

国民健康保険の被保険者が毎年減り続けています。近年は、後期高齢者が、後期高齢者医療制度へと加入し、中小企業者の社会保険加入などが進み、さらに昨今の経済状況の悪化が、被保険者を苦しめ、生活を圧迫しています。

このような理由で、議案第18号 白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例には、反対であります。

以上です。

○議 長

反対の討論がございましたので、賛成討論に移ります。

それでは、賛成討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

次に、再度、反対討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

次に、再度、賛成討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。

これより、議案第18号について採決いたします。

議案第18号について、原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

(13) 日程第13 議案第19号 白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第13 議案第19号 白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第19号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

(14) 日程第14 議案第20号 白浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第14 議案第20号 白浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

10番 横畑君

○10 番

議案書111ページ、改正内容の中で連携協力者の確保が著しく困難である場合は、代替
保育に係るところなんですけれども、連携協力というものを教えていただきたい。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外(民生課長)

代替保育の提供に係る連携施設に関しまして、例えば職員さんが病気になった場合に、連
携協力していただく家庭的保育事業者を確保していかなければならないというように、当初
の条例ではなっているんですけれども、全国的になかなかそういったことは難しいという状
況が出てきています。そのことについてはいろいろな方策を講じて、事業者が措置の対応を
してもできない場合で、そのことを町長が認めた場合には、連携施設を確保しなくてもいい
というふうに今回新たに加えられております。

○議 長

10番 横畑君

○10 番

とりあえず前例がないけれども、今後こういうふうなことを入れておくことによって、町
の判断でよろしいということですね。

○議 長

番外 民生課長 小川君

○番 外（民生課長）

町内ではこういった施設がないんですけれども、対象が0、1、2歳になりますので待機児童の解消等で、都市部でこういった事業所が設けられることがあります。町内にはないんですけれども、万が一出てきた場合に、基準がないと即座に対応ができませんし、今回国の通知の中で、こういったことが盛り込まれましたので、合わせて条例改正を行うということです。

○議 長

10番 横畑君

○10番

よくなるということであれば、問題ないと思います。ありがとうございます。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第20号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

（15）日程第15 議案第21号 白浜町安全で快適な海水浴場の確保に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第15 議案第21号 白浜町安全で快適な海水浴場の確保に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

3番 小森君

○3番

議案書の113ページの附則の3項に、令和7年度においては、第4条第1号中「8月31日」とあるのは、「9月30日」と読み替えて適用すると、そのあとの参考資料にも改正後の開設期間が記載されております。もちろん私は反対するわけではありませんけれども、昨

年の様々な出来事を通して、若干海水浴場開設期間を延長したことがありますので、今回こういうふうに変更した根拠、理由をその後庁内で検討されてきたのかどうか、そこだけ伺いたいと思います。

○議 長

番外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

昨年夏の南海トラフ地震臨時情報がありまして、9月末までという形で延ばさせていただきました。昨年度は、9月の1か月間で、約2万人の海水浴のお客様が来ていただいて、特に白良浜を利用いただいているという実績はあるんですけども、去年は、やはり南海トラフ地震臨時情報という大きな要因がありましたので、今年度もこのような形で延ばさせていただいて、もう一度ニーズを把握した上で、来年度以降9月末までがいいのか、8月末でいいのか、また9月中頃という判断がいいのかを検討したいというふうに考えています。

○議 長

3番 小森君

○3 番

ありがとうございました。

昨今、かなり気温が上昇している中で、特に去年は全国的に海水浴場の開設期間を、後ろのほうに伸ばしている自治体もありましたので、そういうことを様々加味しながら、今年また改めて実施した上で、今後の検討をよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第21号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

（16）日程第16 議案第22号 白浜町地域産物展示販売施設条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第１６ 議案第２２号 白浜町地域産物展示販売施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第２２号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

(１７) 日程第１７ 議案第２３号 白浜町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第１７ 議案第２３号 白浜町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第２３号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

(１８) 日程第１８ 議案第２４号 白浜町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第１８ 議案第２４号 白浜町学童保育所設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第２４号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第２４号は原案のとおり可決されました。

(１９) 日程第１９ 議案第２５号 白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第１９ 議案第２５号 白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第２５号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第２５号は原案のとおり可決されました。

(２０) 日程第２０ 議案第２６号 白浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第２０ 議案第２６号 白浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第２６号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第２６号は原案のとおり可決されました。

(２１) 日程第２１ 議案第２７号 白浜町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第２１ 議案第２７号 白浜町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第27号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

(22) 日程第22 議案第28号 白浜町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を
改正する条例について

○議 長

日程第22 議案第28号 白浜町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する
条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第28号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

(23) 日程第23 議案第29号 白浜町景観条例の制定について

○議 長

日程第23 議案第29号 白浜町景観条例の制定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

5番 堅田君

○5 番

この景観条例については、今回初めて条例を制定するものだと読んだんですけども、条

例を読むのは本当に難しくて、具体的なところが分からなくてお伺いしたいことが何点かあります。平成16年に施行された景観法に基づき、20年がたって白浜町で初めてこの景観条例の制定ということで、今なんでこの制定をされるのかお伺いします。

○議長 長

番外 建設課長 清水君

○番外 (建設課長)

この景観条例の制定につきまして、今現在は和歌山県が制定されています条例に沿って白浜町も行っているところですが、具体的な設定をされているところは、一応熊野古道の部分が白浜町では設定されております。それ以外のところでは設定がないというところで、今具体的な計画はないんですが、白浜町の町なかについても白浜町らしいものを計画していくということで規制なり、そういう計画を今後つくっていきたいということで、今回条例の制定をさせていただいたところです。

○議長 長

5番 堅田君

○5番

熊野古道のところの制定は白浜町もかかっているということで新たに制定されるということですけども、恐らくこの条例の中で出てくる景観審議会のところ、具体的に今後白浜町自体で、都市公園条例とかと重なってくるところがあるのかなと、私は思うんです。特に白浜町の場合は海岸線や、自然豊かで恵まれた環境のところを制定したりするのかなと、想像していたんですけども、具体的に今言われたところ以外、お考えとか予定とかありましたら教えてもらえますか。

○議長 長

番外 建設課長 清水君

○番外 (建設課長)

いろいろ先ほど言われました都市計画審議会とか海岸線については、国立公園とかいろいろ設定されているところがあります。そういう設定されているところをその条例なり、法なりで規制していったら、今回はあまり設定されていないところを景観条例のほうでやっていきたいと考えています。今後条例が制定されましたら、また計画を練っていきますのでそのときに説明をさせていただきたいと思います。

○議長 長

5番 堅田君

○5番

ありがとうございます。

都市計画マスタープランだとか、用途地域であるような白浜町の地図の中で、例えばこの地域は景観条例にかかっているところにいづれなってくるのかなと、地図に表記されてくるのかなと想像はするんですけども、この辺のところ、もし罰則規定のようなものがあり、指導していくなど、一つの建物とか木1本についても、指定するような感じのことを書かれていたので、細かいところになると、個人のところであったりとか、公の白浜町が持っているような、例えば観光の名所等も、そのような部分に入ってくると思うんですけども、罰則的なものは一切なしというところでよろしいでしょうか。

○議 長
番外 建設課長 清水君

○番 外（建設課長）

今後そのような重要な地域には、重点地域というように指定をさせていただいて、今建っている部分については、今すぐそういうようにしなさいとはなかなか言えないと思うんですが、今度何か触るときに、そういうふうにやっていただきたいと、お願いなり指導なりとは考えています。今現在は、罰則はなくて指導的なもので、やっていきたいとは思っています。

○議 長
ほかに質疑ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長
討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。
議案第29号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
異議なしと認めます。
したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

(24) 日程第24 議案第30号 訴えの提起について

○議 長
日程第24 議案第30号 訴えの提起についてを議題とします。
本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。
(なしの声あり)

○議 長
討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。
議案第30号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

(25) 日程第25 議案第31号 令和6年度白浜町一般会計補正予算(第8号)議定について

○議 長

日程第25 議案第31号 令和6年度白浜町一般会計補正予算(第8号)議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

○議 長

3番 小森君

○3 番

それでは2点ほど、質問します。ページ数は、187ページでございます。款6 農林水産業費 項2 林業費 目3 林道維持費で、今回補正で補修工事並びに舗装工事が減額されています。令和7年度の予算書では、同じように今回減額した箇所が計上されています。恐らく、一つには工期内に終わらなかったのか、もう一つはもともと複数年にかけて補修工事を予定していたので、次年度にこれをまわすのか、この辺の減額した根拠を教えていただけないでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外(農林水産課長)

ここにあります委託料のところもそうなのですが、いずれも国の予算の関係で当初、令和6年度の当初予算の段階である程度つくと思っていた補助金がつかなくて、その分を令和7年度に繰越いたしましたので、不用な分を減額したということでご理解をお願いいたします。

○議 長

3番 小森君

○3 番

ありがとうございます。

以前、違う箇所で、例えばため池の工事とかでも減額されています。やはり令和6年度当初予定していた事業が、こういう形で翌年度に持ち越すというのは今年度結構あったんでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外(農林水産課長)

今おっしゃっていただいたため池の整備事業費の辺りでも、国の金額が変わってまいりまして、今年予定したものができなくなったというのは何か所もございます。その分を令和7年度にまわして、予算計上しているというのはかなりございます。

○議 長

3 番 小森君

○3 番

それでは2点目、質問させていただきます。ページ数は188ページの歳出ですけれども、款10 教育費 項1 教育総務費 目6 教育諸費でここに2,000万円の積立てがされています。182ページの歳入でも、教育費寄附金という形で2,000万円計上されているんですけれども、寄附金の寄附内容と、ここに積立てをする根拠を説明していただけるでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 廣畑君

○番 外（教育次長）

今、教育基金の積立金でご質問をいただきました。この寄附につきましては、お二人の方からご寄附を頂いております。一人の方は、和歌山市に在住の匿名希望の方からなんですけれども、目的といたしましては、日置小中学校の障害者等の支援に関連することに使っていただきたいというところで1,000万円ご寄附を頂いてございます。もう一人の方は、「産直市場よって」を運営されております、「株式会社プラス」の野田 忠様から、1,000万円のご寄附を頂いてございます。こちらにつきましては、児童生徒の食育に使っていただきたい、というところで頂いております、それぞれ2,000万円を教育基金のほうに積み立てて、令和7年度以降に活用していきたいと考えております。

○議 長

9 番 水上君

○9 番

ページが190ページの参考資料です。トイレカーのことでお尋ねします。

住民の方から意見がありまして、トイレカーの運用の仕方を聞きたいというのと、トイレカーはかなり高額なもののなので、どういう運用にするのか、仕方にもよるんですが、簡易トイレを増やしたほうがいいんじゃないかというようなご意見もございます。この辺答弁いただけますか。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

まず、運用につきましては、全員協議会でもご説明をさせていただきましたように、採択条件として2点ございます。1点は、平時、いわゆるイベントでも利用してくださいということです。もう1点につきましては、お互い助け合うということで、よその地域で災害があったときに、県外に対しても、このトイレカーをお貸しし合うということで運用を進めていきたいと思っております。

簡易トイレ、携帯トイレにつきましては、今回の当初予算でも計上をさせていただいているところですが、私ども、年次計画を立てて、簡易トイレ、携帯トイレというのを、きっちりと備蓄計画を立てて備蓄しているところでございます。水上議員からも一般質問をいただきまして、答弁させていただいたとおり、計画的にきっちりと今後も積み立てていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議 長

9 番 水上君

○9 番

ありがとうございます。

この運用についてというのは、やはりし尿のことですから、処理をどうするかとか、それから、災害時によそでの情報としたら、衛生面とかいろいろ問題が出ているということを聞いております。そういうこともご配慮いただいていると思うんですが、例えば業者さんに委託して、このトイレのし尿の処理であるとか、環境の処理であるということも考えた中で運用されるのでしょうか。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

このトイレカーにつきましては、一度に最大1,000回分が利用できるという形状になってございます。し尿の処理等につきましては、し尿処理業者からのくみ取りであるとか、有事の際は、白浜町にも公共下水道事業の処理場もございますので、そこにも放流するというようなことも計画しながら、運用していきたいと考えてございます。

○議 長

9 番 水上君

○9 番

今回、提案もありますし、運用というか、実際、この車両は白浜町にいつから導入されるんですか。

○議 長

番外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

予算を認めていただいた暁には、すぐに業者との契約をしていきたいと考えてございます。全国的なものなので、なかなかすぐには難しいというふうに思っていますが、令和7年度中には納車していただきたいというふうに考えてございます。

○議 長

ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第31号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

(26) 日程第26 議案第32号 令和6年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第5号) 議定について

○議 長

日程第26 議案第32号 令和6年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第32号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

(27) 日程第27 議案第33号 令和6年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) 議定について

○議 長

日程第27 議案第33号 令和6年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) 議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議長 長

討論を終結いたします。採決いたします。お諮りします。

議案第33号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します

(休憩 10 時 52 分 再開 11 時 01 分)

○議長 長

再開します。

審議の途中ですが、本日はこれをもって延会し、次回は3月25日火曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会します。

議長 溝口 耕太郎は、11 時 01 分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 7 年 3 月 24 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員